

平成13年(ネ)第3260号 公式陳謝等請求控訴事件

一審原告 朴 ■一ほか79名

一審被告 国

準備書面 (2)

平成14年7月25日

大阪高等裁判所第3民事部 御中

一審被告指定代理人

小 尾

代

藤 谷 俊

代

千 葉 俊

代

中 野 渡

代

福 田 篤

代

近 野

代

下野恭裕 

天野智子 

坂井盛男 

樋上浩司 

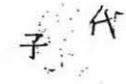
松田誠 

今村武 

齋藤恭 

岩井一郎 

神村茂 

豊田真由子 

第1	はじめに	1
第2	消滅時効の援用が時機に後れた防御方法であるとの主張について	2
第3	消滅時効の起算点について	3
1	一審原告らの主張の要旨等	3
2	学説及び判例	4
(1)	学説	4
(2)	最高裁判所の判例	4
(3)	静岡地裁浜松支部判決について	7
3	一審原告らの消滅時効の起算点についての主張の誤り	8
4	本件損害賠償請求権の消滅時効の起算点	9
5	日韓協定についての政府見解	11
6	結論	14
第4	消滅時効の援用が濫用に当たるとの主張について	15

控訴人（以下「一審被告」という。）は、被控訴人ら（以下「一審原告ら」という。）の当審平成14年5月7日付け準備書面(2)（以下「一審原告ら準備書面(2)」という。）記載の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

第1 はじめに

- 1 原判決は、一審原告らと一審被告との間に、「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」があり、当該法律関係に基づく本来的な義務として、一審原告らを安全に運送する義務があったと認定して、その債務不履行に基づく損害賠償請求権の成立を認めた。
- 2 一審被告は、当審平成13年10月23日付け準備書面(1)において、原判決が認定した損害賠償請求権はそもそも成立しない旨主張したところであるが、仮にかかる損害賠償請求権が成立するとしても、その請求権は、昭和30年8月24日の経過により、10年の消滅時効によって消滅したとして、消滅時効の援用をしたところである（同準備書面52ページ）。
- 3 これに対し、一審原告らは、一審原告ら準備書面(2)において、要旨次のとおり主張する。
 - ① 一審被告の消滅時効の援用は、時機に遅れた攻撃防御方法であるから却下されるべきである（一審原告ら準備書面(2)2ページ）。
 - ② 消滅時効の起算点は、早くとも日本国政府が日韓協定の請求権に関する公式見解を公表した1991年（平成3年）8月27日、遅ければ本件提訴直前に一審原告らが安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権による一審被告からの賠償の可能性について指導を受けた時点であり、1992年（平成4年）8月25日に本件訴訟を提起しているから、消滅時効は完成していない（同準備書面6ページ）。
 - ③ 一審被告が消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たる（同準備書面6ないし11ページ）。

しかしながら、以下に述べるように、一審原告らの主張は、いずれも失当である。

第2 消滅時効の援用が時機に後れた防御方法であるとの主張について

1 一審原告らは、一審被告が消滅時効を援用することは、時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきである旨主張する（一審原告準備書面(2)2ページ）。

2 しかしながら、一審原告らの主張は失当である。

(1) 民事訴訟法157条1項は、「当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは」、裁判所は、却下の決定をすることができる」と規定する。同条は旧民事訴訟法139条を現代語化したものであり、実質改正を加えていないので、却下の要件は、基本的には、旧法当時と同じものになるとされている（法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法158ページ参照）。

(2) 本件のように、控訴審の当初に新たな攻撃防御方法を提出した場合については、時機に後れたものか否かにつき、一審・二審を通じて判断すべきであるとされている（最高裁昭和30年4月5日第三小法廷判決・民集9巻4号439ページ）が、一審判決の結果と当事者の考えが食い違い、そのために控訴審において新たな攻撃又は防御方法を提出せざるを得なくなったときは、必ずしも時機に後れたものとはいえない場合があるとされている（菊井維大・村松俊夫・全訂民事訴訟法I〔補訂版〕913ページ参照）。

本件では、原審において、一審原告らは、本件運送行為が旧海軍の軍務であることを前提にして、付随義務として信義則上の「安全配慮義務」を主張していたが、それ以上に、「安全配慮義務」の具体的な内容を特定して主張せず、また、一審被告が執るべき具体的な措置の内容を明確に主張すること

もしなかった。そのため、原審における一審原告らの「安全配慮義務」の主張は、要件事実の具体的主張を欠き、主張自体失当として棄却を免れないものであった。

ところが、原判決は、一審原告らが主張していた信義則上の付随義務としての「安全配慮義務」につき判断することなく、一審原告らが主張していなかった私法上の旅客運送契約に類似した法律関係に基づく本来的な義務としての「安全に運送すべき義務」すなわち「安全運送義務」の違反を認定して本件請求を認めたものであり、一審被告に反論の機会を与えないまま不意打ち的判断を下したものである（一審被告準備書面(1)6, 34ページ）。

これは、事実認定に関して一審判決の結果と当事者の考えが食い違ったというレベルを越えて、当事者が争点としていない事項について裁判所がいきなり判断を下したものであるから、不利益な判断を受けた一審被告が控訴審において、当該争点について新たな攻撃又は防御の方法を提出できるのは当然であり、「時機に後れた」には当たらない。

- (3) 上記(2)記載のことから、一審被告に「故意又は重大な過失」がなかったことも明らかである。
- (4) 民訴法157条1項は、「これにより訴訟の完結を遅延させることとなる」と認められることが要件とされているが、当審における一審被告の消滅時効の援用は、新たな証拠調べを行うなどの必要はないから、訴訟の完結を遅延させることにはならない。
- (5) 以上のとおり、一審被告の行った消滅時効の援用は、民訴法157条1項の要件に該当しないから、時機に後れた攻撃又は防御方法として却下されるべき場合には当たらない。

第3 消滅時効の起算点について

1 一審原告らの主張の要旨等

一審原告らは、最高裁判所平成8年3月5日第三小法廷判決（民集50巻3

号383ページ，以下「最高裁平成8年判決」という。)及び静岡地裁浜松支部昭和61年6月30日判決(判例時報1196号20ページ，以下「静岡地裁浜松支部判決」という。)等に依拠して，消滅時効の起算点に関する民法166条1項の「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」の解釈につき，単に権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく，さらに，「権利を行使しうることを知るべかりし時期」，すなわち，権利の性質，内容及び権利者の職業，地位，教育などから，権利を行使することを現実に期待又は要求することができる時期と解すべきである旨主張した上(一審原告ら準備書面(2)2ないし4ページ)，一審原告らについては，安全配慮義務法理が確立した時期や一審原告らの本国での生活状況，日韓協定の解釈などから考えると，消滅時効の起算点は，早くても日本政府が日韓協定の請求権に関する公式見解を公表した時であるなどと主張する(同準備書面4ないし6ページ)。

しかしながら，以下に述べるとおり，一審原告らの主張は失当である。

2 学説及び判例

(1) 学説

民法166条1項にいう「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」とは，権利の行使につき，法律上の障害がないことを意味し，債権者の病気その他個人的な事実上の障害は時効の進行を妨げないとするのが，通説的な見解である(我妻榮・新訂民法総則(民法講義I)484ページ，川島武宜・民法総則(法律学全集)509ページ)，四宮和夫＝能見善久・民法総則第5版増補版350ページ，川島武宜編・注釈民法(5)281ページ)。

(2) 最高裁判所の判例

ア 最高裁判所の判例は，一般に上記(1)の通説と同じく，「消滅時効は，権利者において権利を行使することができる時から進行するのであるが，消滅時効の制度の趣旨が，一定期間継続した権利不行使の状態という客観的な事実に基づいて権利を消滅させ，もって法律関係の安定を図るにあるこ

とに鑑みると、右の権利を行使することができるとは、権利を行使し得る期限の未到来とか、条件の未成就のような権利行使についての法律上の障害がない状態をさすものと解すべきである。」（最高裁昭和49年12月20日第二小法廷判決・民集28巻10号2072ページ）などと判示し、事実上の障害は消滅時効の進行を止めず、法律上の障害は消滅時効の進行を止めるものとしている。

イ もっとも、最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決（民集24巻7号771ページ、以下「最高裁昭和45年判決」という。）は、「弁済供託における供託物の払渡請求、すなわち供託物の還付または取戻の請求について『権利ヲ行使スルコトヲ得ル』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。けだし、本来、弁済供託においては供託の基礎となつた事実をめぐつて供託者と被供託者との間に争いがあることが多く、このような場合、その争いの続いている間に右当事者のいずれかが供託物の払渡を受けるのは、相手方の主張を認めて自己の主張を撤回したものと解せられるおそれがあるので、争いの解決をみるまでは、供託物払渡請求権の行使を当事者に期待することは事実上不可能にちかく、右請求権の消滅時効が供託の時から進行すると解することは、法が当事者の利益保護のために認めた弁済供託の制度の趣旨に反する結果となるからである。したがつて、弁済供託における供託物の取戻請求権の消滅時効の起算点は、供託の基礎となつた債務について紛争の解決などによってその不存在が確定するなど、供託者が免責を受ける必要が消滅した時と解するのが相当である。」と判示した。

この大法廷判決は、供託物払渡請求権という「権利の性質上」、権利行使が現実に期待できない時点での消滅時効の進行を否定したものである。

ウ また、最高裁平成8年判決も、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」

という。) 72条の請求権の消滅時効の起算点に関し、「民法166条1項にいう『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である」とした上、①「交通事故の被害者に対して損害賠償責任を負うのは本来は加害者であって、本件規定は、自動車損害賠償責任保険等による救済を受けることができない被害者に最終的に最小限度の救済を与える趣旨のものであり、本件規定による請求権は、自賠法3条による請求権の補充的な権利という性質を有する」、②「交通事故の加害者ではないかとみられる者が存在する場合には、被害者がまず右の者に対して自賠法3条により損害賠償の支払を求めて訴えを提起するなどの権利の行使をすることは当然のことであるというべきであり、また、右の者に対する自賠法3条による請求権と本件規定による請求権は両立しないものであるし、訴えの主観的予備的併合も不適法であって許されないと解されるから、被害者に対して右の2つの請求権を同時に行使することを要求することには無理がある」、③「交通事故の加害者ではないかとみられる者との間で自賠法3条による請求権の存否についての紛争がある場合には、右の者に対する自賠法3条による請求権の不存在が確定するまでは、本件規定による請求権の性質からみて、その権利行使を期待することは、被害者に難きを強いるものである」などの理由から、「ある者が交通事故の加害自動車の保有者であるか否かをめぐって、右の者と当該交通事故の被害者との間で自賠法3条による損害賠償請求権の存否が争われている場合においては、自賠法3条による損害賠償請求権が存在しないことが確定した時から被害者の有する本件規定による請求権の消滅時効が進行するというべきである。」と判示した。

この最高裁平成8年判決も、自賠法72条の損害てん補請求権の浮動的

(補充的)な「権利の性質上」、その権利行使が現実に期待できる「自賠法3条による損害賠償請求権が存在しないことが確定した時」を消滅時効の起算点と認めたものである。

エ 以上によれば、最高裁判所の判例は、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」とは、単にその権利の行使につき期限未到来など法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることを必要としているものと解される。

そして、「権利の性質上、その権利行使が現実に期待できる」か否かの判断は、上記最高裁昭和45年判決及び最高裁平成8年判決の判示に示されるとおり、当該権利の性質自体を客観的に検討することによって判断されるのである。

(3) 静岡地裁浜松支部判決について

ア 一審原告らが引用する静岡地裁浜松支部判決は、鉱石採掘及びトンネル掘削作業従事者のじん肺罹患について、使用者の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の存否が争われた事案につき、消滅時効の起算点を債権の性質、内容及び債権者の職業、地位、教育等から権利を行使することを現実に期待又は要求することができる時期と解すべきであるとし、さらに、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、「本来の債務の履行請求権の消滅時効の起算点(本来の債務の履行を請求しうる時)と一致させねばならない必然的な理由はなく、むしろ両起算点を無理に一致させると債務不履行後長期を経過してから損害が発生した場合に極めて不合理な結論に陥る」として、当該事件の消滅時効の起算点を弁護士らが原告らに対して損害賠償請求訴訟の説明会が開催された時であるとした。

イ しかしながら、この判決は、同種事案についての最高裁判所平成6年2月22日第三小法廷判決(民集48巻2号441ページ、以下「最高裁平成6年判決」という。)に抵触するものである。

すなわち、最高裁平成6年判決は、「一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるというべきところ、じん肺に罹患した事実、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けた時に損害の一端が発生したものということができる。」とした上で、じん肺が特異な進行性の疾患であって、進行の有無、程度、速度が患者によって多様であり、病状の進行、症状の固定等は現在の医学では確定することができないというじん肺の特質を踏まえて、「重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点から損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり」、「損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行する」とした。

この最高裁平成6年判決は、じん肺に罹患した者の損害の発生時点を客観的に認定した上で、その損害発生時点から、損害賠償請求権の消滅時効が進行するものとしている。

これに対して、静岡地裁浜松支部判決は、損害の発生という客観的事実を離れて、患者に対して弁護士により損害賠償請求訴訟の説明会を開催した時点とし、権利行使し得ることを知ることができたという請求権者の主観的事情をもって消滅時効の起算点とする判断をしたものであって、最高裁平成6年判決はもちろん、前記の最高裁昭和45年判決、最高裁平成8年判決にもそぐわない判決である。

3 一審原告らの消滅時効の起算点についての主張の誤り

- (1) 一審原告らは、単に権利の行使について法律上の障害がないというだけでなく、「権利を行使しうることを知るべかりし時期」、すなわち、権利の性質、内容及び権利者の職業、地位、教育などから、権利を行使することを現実に期待又は要求することができる時期と解すべきである旨主張し（一審

原告ら準備書面(2)2ないし4ページ), 一審原告らの浮島丸爆沈後の本国での生活状況等を考慮すれば, 「一審原告らが日本の法律に疎いことは至極当然のことであり, 弁護士等の法的知識を有する者が賠償の可能性について一審原告らに指導を与えることができた時点まで, 一審原告らが一審被告に対して安全配慮義務違反を含めた何らかの賠償を求めることを期待することはおよそ不可能だった」と主張する(一審原告ら準備書面(2)5, 6ページ)。

(2) しかし, 一審原告らの主張するように, 債権者の職業, 地位, 教育などから権利を行使することを期待ないし要求することができる時期とする説(星野英一・民法論集第4巻310ページ)もあるものの, このような「権利者の職業, 地位, 教育」などという権利者の主観的な事情は基準としてあいまいであり, 裁判における判断基準とするには無理がある(野山宏・最高裁判所判例解説民事篇平成8年度132ページ参照)。上記のとおり最高裁判所の判例は, 権利の性質を客観的に検討するものであり, 一審原告らの主張は, 判例の採らない見解である。

(3) また, 一審原告らの主張する上記事情は, 消滅時効の起算点に関する「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」か否かを左右する法律上の障害ではなく, 事実上の障害にすぎない。

4 本件損害賠償請求権の消滅時効の起算点

(1) 原判決は, 一審原告らと一審被告との間に, 「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」があり, 当該法律関係に基づく本来的な義務として, 「安全運送義務」があったと認定して, その債務不履行に基づく損害賠償請求権の成立を認め, 一審原告らも, これが一審原告らの請求する権利であるとしている。

そして, 一審原告らは, 「債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は, 本来の債務の履行請求権の消滅時効の起算点にとらわれることなく, 時効制度の趣旨に立脚し当該損害賠償請求権の性質を考慮して独自に決

定すべきこととなり、両請求権の起算点が一致しない場合も生じうる」、(一審原告ら準備書面(2)4ページ)と主張する。

しかしながら、「債務不履行による損害賠償請求権は、本来の債権の拡張(遅延賠償の場合)または内容の変更(填補賠償の場合)であって、本来の債権と同一性を有する」(我妻榮・新訂債権総論(民法講義IV)101ページ)として、本来の履行請求権が時効消滅する前に債務不履行により損害賠償請求権に変じても、このために時効期間が更新されることはないとするのが通説であり、判例も、「契約に基づく債務について不履行があったことによる損害賠償請求権は、本来の履行請求権の拡張ないし内容の変更であって、本来の履行請求権と法的に同一性を有すると見ることができるから、債務者の責めに帰すべき債務の履行不能によって生ずる損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時からその進行を開始するものと解するのが相当である。」(最高裁平成10年4月24日第二小法廷判決・判例時報1661号66ページ)としている。

本件の損害賠償請求権は、これを行行使するにつき法律上の障害はなく、また、同請求権の性質上、その権利行使が現実に期待できない事情はないから、同請求権が、「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」に基づく本来的な義務としての安全に運送する義務の不履行によるものである以上、その消滅時効は、私法上の旅客運送契約に類似した法律関係による履行を請求し得る時からその進行を開始するというべきである。

- (2) 一審原告らは、「安全配慮義務不履行による損害賠償請求が主張されこれが認められたことが公刊されたのは1973年になってからである」、「安全配慮義務の存在及び安全配慮義務不履行に基づく損害賠償請求権の存在が最高裁で認められ、広く一般に知れ渡ったのは、国家公務員の公務災害に関する1975年2月25日の最高裁判決である。」などと主張し、「安全配慮義務不履行による損害賠償請求権は権利として確立するのが遅かった上・

・ ・ (中略) ・ ・ ・ 安全配慮義務不履行による損害賠償請求権を具体的に与えられることは他の権利に比べるとはるかに困難である。」(一審原告ら準備書面(2)5 ページ) などと主張する。

しかしながら、「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」に基づく本来的義務としての安全運送義務は、最高裁判所昭和50年2月25日第三小法廷判決(民集29巻2号143ページ、以下「最高裁昭和50年判決」という。)において判示された「当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」としての「安全配慮義務」とは異なる義務である。

一審原告らの主張する本来的義務としての安全運送義務の不履行は、一般の契約上の債務の不履行と異ならないのであって、一審原告らはこれと安全配慮義務を混同して上記のように主張しているにすぎない。

(3) 付言するに、「安全配慮義務」違反による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、最高裁昭和50年判決も、損害賠償請求権が発生した時点から時効が進行することを前提とし、最高裁平成6年判決においても、「一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるというべき」である旨判示している。

「安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、権利として成立すればこれを行行使する上での法律上の障害はないから、その成立時が右時効の起算点となり、「その成立要件は、具体的な安全配慮義務の不履行及びこれと相当因果関係のある損害の発生であるから、損害が発生した時に右損害賠償請求権が成立し、同時に時効が進行を始める」(倉吉敬・最高裁判所判例解説民事篇平成6年度237ページ)のである。

5 日韓協定についての政府見解

(1) 一審原告らは、日韓協定締結当時の日本国政府の見解が、「日韓協定によ

り日本と韓国との間の請求権問題はすべて解決され、日韓両国及び両国民は、相互に請求権に関するいかなる主張もでき」ないというものであったのに、その後、1991年（平成3年）8月27日に至って、日韓協定は、個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではないという公式見解を表明したとし、政府の上記見解が表明されるまでは、一審原告らの個人的事情を超え、かつ一審原告らの関与可能性のない客観的、一般的状況により、一審原告らが本件損害賠償請求権を行使することは現実に期待し得ない状態にあった旨主張する（一審原告ら準備書面(2)6ページ）。

(2) しかし、上記主張が、平成3年8月27日に至って、日本国政府がそれまでの政府見解を変更したという趣旨であれば、誤っている。我が国の政府見解は、以下に述べるように、その署名時から今日まで変更はない。

ア 日韓協定署名時の政府の見解について

日韓協定署名時の国会における日本国政府の答弁をみると、以下のとおりである。

昭和40年11月5日開催の第50回国会衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」において、日本国民の在韓財産と日韓協定2条との関係につき、椎名悦三郎外務大臣は、「個人の請求権を放棄したという表現は私は適切ではないと思います。高辻法制局長官が言ったように、政府がこれを一たん握って、そしてそれを放棄した、こういうのではないのでありまして、あくまでも政府が在韓請求権というものに対して外交保護権を放棄した、その結果、個人の請求権というものを主張しても向こうが取り上げない、その取り上げないという状態をいかんともできない、結論において救済することができない」と答弁し、また、高辻正巳政府委員は、「先ほども申し上げましたように、日本の在外財産、これはどこにあっても同じでございますが、その日本国の財産の運命と申しますか、その法的地位が当該財産の所在する外国の法制によって運命が

決するという事は、これは一般理論として言うまでもないところだと思います」と答弁している（第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第10号18ページ・乙第37号証）。

この答弁は、国際法上の外交保護権の観点から言えば、日韓協定の結果、日本国民の財産、権利及び利益並びに請求権について、韓国がこれを如何に処分しようとも、したがって、日本国民の請求権が韓国において救済されなくとも、日本国として、韓国に対し、異議を唱えることができないということを述べたものである。

日韓協定2条は、日韓両国及びその国民相互の財産、権利及び利益並びに請求権の問題を完全かつ最終的に解決するものであるから、上記答弁は、韓国国民の日本国及びその国民に対する財産、権利及び利益並びに請求権問題についても妥当する。

そして、我が国において、韓国及びその国民の財産、権利及び利益並びに請求権について、日韓協定に基づきいかなる処理が行われたかに関しては、一審被告が一審被告準備書面(1)45ないし52ページで詳述したとおりである。

イ 平成3年8月27日の日本国政府の見解について

他方、一審原告らの指摘する平成3年8月27日に示されたとする政府見解をみると、柳井俊二外務省条約局長の第121回国会の参議院予算委員会における答弁は、「いわゆる日韓請求権協定におきまして、両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを

国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」(第121回国会・参議院予算委員会会議録第3号10ページ, 乙第38号証) というものである。

この答弁は、前記昭和40年11月5日開催の衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」における椎名外務大臣及び高辻法制局長官の答弁と一貫した理解に基づくものである。

ウ この答弁の趣旨は、日韓両国が外交保護権を放棄した結果、両国国民が個人の財産、権利及び利益並びに請求権を主張しても、自国として相手国に対して取り上げないことになったという同協定の国際法上の効果について説明したものである。

しかし、同時に日韓協定2条は、両国及び両国民の財産、権利及び利益並びに請求権について、「いかなる主張もすることができないもの」として、これらに関する問題が「完全かつ最終的に解決されたことになる」としているところ、これによって、韓国国民がどのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及び日本国民は、これに応じる法的義務はなく、その結果、韓国国民の請求権は、救済されないものとなったのである。

一審原告らの上記主張が、昭和40年の日韓協定が、日韓両国の国民の「請求権」に影響を与えず、韓国国民の「請求権」に基づく請求に対して、これに応ずる法的義務があるという前提であれば、一審被告準備書面(1)45ないし52ページで詳述したとおり、その主張は失当である。

6 結論

以上のとおり、本件損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、同請求権が、原判決の認定した「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」に基づく本来的な義務としての安全運送義務の不履行によるものであれば、「私法上の旅客運

送契約に類似した法律関係」から生ずる本来的義務の履行を請求し得る時からその進行を開始する。

第4 消滅時効の援用が濫用に当たるとの主張について

- 1 一審原告らは、下級審裁判例を引用し、権利濫用を理由として時効の援用を排斥すべきか否かの判断要素としては、①権利不行使に対する義務者の加担、②権利不行使に対する非難性の欠如、③義務者保護の不適合、④時効援用によりもたらされる結果が著しく正義公平に反することの4点が挙げられるとし（一審原告ら準備書面(2)7, 8 ページ）、一審被告の時効援用は、これらに該当すると主張する。
- 2 しかしながら、一審原告らの挙げる判断要素は、判例上確立したものとはいえない上、当然のことながら、権利濫用に当たるかどうかは当該個別的事情にかかることである。最高裁判所の判例にも消滅時効の援用が信義則に反し、権利濫用に当たるとされたものはあるが、いわゆる事例判例として当該事案に即した判断がされているのであって、消滅時効の援用が権利の濫用に当たる場合は、極めて例外的な場合にすぎない。

一審原告らは準備書面(2)8 ページ以下で種々の事情を主張するが、一審被告の消滅時効の援用は何ら権利の濫用に当たらない。

- (1) 一審原告らは、一審被告は浮島丸の爆沈の公表や浮島丸の引き揚げを遅らせるなど、一審原告らの権利行使を阻害してきたと主張する。

しかし、浮島丸が大湊港を出港した時期は、ポツダム宣言受諾後とはいえ、ソ連軍が北海道北部を占領する計画のもと、樺太及び千島列島に侵攻して日本軍との激戦を繰り広げており（一審被告ら準備書面(1)17ないし21, 26 ページ）、中国大陸華北においても、ソ連軍が侵攻していた。そして、敗戦、占領という国家社会が著しく混乱した状況下において、本件事故に関する事情を明らかにすることは困難であった。

そして、日韓協定によって、大韓民国との間で、日韓両国及び両国民間の財産、権利及び利益並びに請求権問題は、完全かつ最終的に解決されたのであるから（一審被告準備書面(1)47ページ）、一審原告らとの間で、損害賠償にかかる交渉をする余地はなかった。一審被告が、一審原告らに対して、損害賠償請求権の行使を妨害したなどという事実はない。

- (2) 一審原告らは、一審被告は浮島丸の航行、乗船者等に関する資料を故意に開示しないと主張する。

しかし、本件運送行為は、我が国の敗戦期の混乱の中でなされたものであって、そもそも証拠に乏しく、しかも証拠が散逸していた。一審被告は、一審原告らが既に調査を行っている範囲のものを再度点検して書証として提出し、一般に公開されている資料の範囲内で書証を提出している。

- (3) 一審原告らは、国家の作った消滅時効制度により国が責任を免れることは正義に反する旨主張する。

しかし、国の立法機関は、憲法の許容する範囲で国を適用の対象とする法律を制定する権限を有している。本件で一審原告らが主張するのは私法上の損害賠償請求権であり、その義務の帰属主体は、私人と同じ立場に立つ一審被告「国」であるから、民法の消滅時効の規定が国についても適用されることは当然のことであり、何ら正義、公平に反しない。

- (4) 一審原告らは、一審被告が戦後補償の問題は解決済みであるとの認識の下に補償の努力を怠ってきたと主張するが、日韓協定締結の経緯からしても、そのような非難は当たらない。

前記昭和40年11月5日開催の衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」における質疑（乙第37号証19ページ2ないし4段目参照）からもうかがい得るとおり、韓国国民の日本国及びその国民に対する請求権のみならず、日本国民の韓国及びその国民に対する請求権の問題は、日韓両国が国交を正常化するに当たって解決すべき諸懸案のう

ちで、最も重要かつ困難な交渉案件であった。

しかし、このような請求権問題のために、日韓両国間の友好関係の確立をいつまでも遅らせることは、大局的見地からみて適当でなく、また、将来における両国間の友好関係の発展という見地からも、この際韓国の民生の安定、経済の発展に貢献することを目的として、我が国の財政事情や韓国の経済開発計画のための資金の必要性をも勘案した上、我が国が韓国に対して、3億ドルの無償供与及び2億ドルの長期低利の貸付という膨大な金額の資金供与を行うこととし（昭和40年12月当時、我が国の外貨準備高は約21億ドルであった。財政金融統計月報176号〔大蔵省編〕参照）、これと並行して請求権問題を最終的に解決することとして、日韓協定が締結されたのである。この全体的な問題解決の方法の一つとして、日韓協定2条1において、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」とし、さらに同条3は、「2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。」と規定した。

このようにして日韓協定2条は、韓国国民の日本国及びその国民に対する財産、権利及び利益並びに請求権のみならず、日本国民の韓国及びその国民に対する財産、権利及び利益並びに請求権の問題も完全かつ最終的に解決したのであり、我が国政府がこれにより解決された事項を解決済みのものとして取り扱うことは何ら不当ではない。

3 以上のおりであるから、一審被告の消滅時効の援用は権利濫用であり許されないとする一審原告らの主張は失当である。

[→HOME](#)